

平成 20 年 8 月 25 日  
関 東 財 務 局

**常盤 Investments 株式会社に対する行政処分について**

1. 常盤 Investments 株式会社（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。

（平成 20 年 8 月 8 日付）

**電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況**

当社は、インターネットを主体とした外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）を行っているところ、FX取引に係る電子情報処理組織（以下「システム」という。）の保守管理等については、業務委託先に対し全面的に一任している状況にあり、当社自らが、システム障害の発生状況すら把握・管理する態勢にない。

今回検査において、当社におけるシステム障害の発生状況について検証したところ、業務開始日から検査基準日までの約 16 ヶ月間において、少なくとも 30 件のシステム障害が発生していることが認められ、これらのシステム障害の中には、FX取引に係る顧客の注文が発注できないなどの顧客の取引に重大な影響を与えるものが複数含まれている。しかしながら、当社は、当該システム障害による顧客の損害発生状況を一切確認せず、損失補てん等の必要な顧客対応も行っていない。

以上のように、当社におけるシステムリスク管理態勢は、極めて杜撰であることが認められた。

当社の上記の業務の運営の状況は、金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 14 号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況」に該当すると認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、金融商品取引法第 51 条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

- (1) 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。
- (2) システムの現状、システム障害の発生原因を十分確認・検討し、外部システム監査の実施及びシステム障害発生時の速やかな報告態勢の確立等、実効性のあるシステムリスク管理態勢の整備を図り、確実に実行すること。
- (3) 今般の行政処分を踏まえ、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること。

上記の(1)から(3)について、その対応状況を平成 20 年 9 月 24 日（水）までに書面で報告すること。また、外部システム監査の結果を含め、(2)及び(3)については、そ

の実施状況を、当分の間3ヶ月ごとに書面で報告すること。

連絡・問い合わせ先  
関東財務局 理財部証券監督第1課  
048-600-1155